

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○国土調査の成果の認証	(用地対策課)	1
○土地収用法に基づく事業の認定	(〃)	1
○道路の区域変更	(道路課)	2
○道路の供用開始	(〃)	2
公 告		
○地域森林計画の案の縦覧	(森づくり推進課)	2
○地域森林計画の変更の案の縦覧 (3件)	(〃)	2

告 示

高知県告示第670号

幡多郡大月町西泊地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成25年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
大月町
- 調査を行った地域及び時期
幡多郡大月町西泊
平成23年度及び平成24年度
- 成果の名称
大月町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成25年11月15日

高知県告示第671号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称
中土佐町
- 事業の種類

平成25年度第2号津波避難タワー施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

高岡郡中土佐町久礼字新剣6233番地4、6242番地6及び6242番地15地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成25年8月30日に中土佐町から申請があった平成25年度第2号津波避難タワー施設整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定に基づき、中土佐町が地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である中土佐町は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、平成24年3月に「中土佐町津波避難計画」を策定し、久礼地区の避難計画の中で、避難地として本起業地である地区を指定しており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
中土佐町は、本県の中央からやや西寄りに位置し、旧高岡郡中土佐町と旧高岡郡大野見村とが平成18年1月1日に合併して誕生した人口7,823人（平成25年1月31日現在）、総面積193.43平方キロメートルの町であり、海岸部（中土佐地域）と海拔300メートル以上の山々に囲まれた台地部（大野見地域）とに大きく二分される。

本件事業において整備する第2号津波避難タワーは、中土佐地域の中心地区となる久礼浦分地区周辺（以下「当該地区周辺」という。）に整備を計画しており、当該地区周辺は、港橋通り、中島東裏一、中島東表、駅前

通東一及び駅前通東二の5つの町内会で構成され、平成25年1月31日現在で287人、131世帯が居住している。

平成24年3月31日に内閣府から発表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高（第1次報告）」では、中土佐町の湾口に位置する押岡地区で最大22.2メートルの津波が押し寄せると予測され、当該地区周辺においても15メートル程度の津波が押し寄せると予測されている。

平成24年12月10日には、「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」が発表され、中土佐町においても最大震度7、津波高20メートルとの想定が出されており、当該地区周辺においても震度6強、津波浸水深10ないし15メートルの想定が出されており、早急にハード整備の対策を講ずる必要が生じている。中土佐町では、ハード整備のみならず、自分の命は自分で守ることを前提にソフト面からも震災に対する町民意識の認識を高めるために、自主防災組織の立上げを進めており、自主防災組織の取組として、各地区における避難マップの作製及び災害発生時における資機材等の貸与をはじめ、防災対策の強化を進めるとともに、日頃から避難訓練等を実施し、いつ何時に来るか分からない災害に対する意識を高めている。

しかしながら、当該地区周辺には、高い施設が無く、かつ、高台に避難するに当たっても、津波が遡上してくる久礼川方向に向かい、久礼橋を渡らなければ避難することができない地区である。地震の揺れにより道路が液状化、地盤沈下等となった場合は、橋を利用することができないことも想定される。また、人が歩行困難な状況となる30センチメートルの津波が到達するまでの時間が約14分と想定されており、久礼地区地震津波避難計画においても、避難シミュレーション結果から、当該地区周辺は、避難困難区域と示されている。

避難困難区域である当該地区周辺に津波避難タワーを整備することは、避難に必要な時間を短縮し、避難場所の選択肢を広げ、住民の不安を和らげることとなる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

中土佐町の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在

しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、中土佐町は、本件事業の施行に係る工事に当たっては、起業地への生活環境に及ぼす影響を軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業は、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、住民が避難可能時間内に津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、2箇所の候補地を挙げて比較検討している。避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、津波避難タワー、避難待機場所及び避難者の駐車スペースとして必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、当該地区周辺には、適切な津波避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件

を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
中土佐町役場

高知県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市神田字松ノ木 2077番1から 須崎市神田字松島 2044番1まで	前	9.7 20.0	139
	後	9.7 22.6	139

高知県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年11月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

須崎市神田字松ノ木2077番 1から 須崎市神田字松島2044番1 まで	139	平成25年11月15 日
---	-----	-----------------

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成25年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の案の縦覧期間
平成25年11月15日から同年12月13日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成25年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
平成25年11月15日から同年12月13日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成25年11月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称

<p>高知森林計画区</p> <p>2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所 高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場</p> <p>3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間 平成25年11月15日から同年12月13日まで</p> <p>~~~~~</p> <p>森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成25年11月15日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 森林計画区の名称 四万十川森林計画区</p> <p>2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所 高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場</p> <p>3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間 平成25年11月15日から同年12月13日まで</p>	
--	--